

# 徳川林政史研究所所蔵絵図目録

## 三

### 解題

本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する絵図のうち、伊勢国・志摩国に関連する一六一点を収録するものである。本研究所所蔵の絵図については、すでに尾張国の分が「徳川林政史研究所所蔵絵図目録一」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五七年度所収）、また美濃国の分が「徳川林政史研究所所蔵絵図目録二」（同『研究紀要』昭和六一年度所収）として、それぞれ目録化されている。

本目録は、これらにつづくものであるが、以下本目録に収録された絵図の由来、概要、特徴などを簡単に解説しておきたい。

#### 一 伊勢国・志摩国絵図の由来

まず、伊勢・志摩両国の絵図について、その由来をみておきたい。当研究所所蔵の「史料目録(4)」の目次には、

名古屋税務監督局記録 昭和六、八、二五到<sup>(1)</sup>著分  
同上

愛知県分  
同 地図  
岐阜県絵図  
三重県分

六、七、二一到<sup>(2)</sup>著分  
七頁ヨリ一二頁マデ  
一五頁  
一六頁

同 地図	一七頁
長野県分	一八頁
雜 部	一九頁

同 上 昭和四年十月調査目録

(以下略)

という記述がみられる。愛知・岐阜・長野各県の史料・絵図(地図)とともに三重県分の史料・地図が名古屋税務監督局記録として、昭和六年七月一日と同年八月二五日に当研究所に到着したことが知られるのである。

そこでこの目録の三重県に該当する頁をみると、

三重県(書籍)

廿四号 旧県々租税方法申送帳 明治

卅九号 度会郡燧柄浦旧記証書之写

三重県

一号一一七 村絵図面(廿壱枚) 天保七年

一号一一三 飛地所境界争論現場絵図面(八枚) 宝永・安政・明治

一号一九 三重県地図 二十五枚 寛文・安政

一号一四 村絵図面 十三枚 天保九年

六〇号 御裁許裏書絵図写シ 安永二年

津田七等属殿書付(公事)

という記事がある。頭部の号数が何を意味するのかは不明であるが、このとき送られてきた三重県分の史料とは、書籍、絵図、地図類および書付であったことが知られる。

さて、当研究所にはこの「史料目録」とは別に昭和六年七月「徳川家へ引渡ニ係ル古文書目録」という目録がある。年月からみて、この目録は先の名古屋税務監督局記録が当研究所に移管されたさいに作成されたものと思われる。このうち、三重県の部分についてみてみると、

三重県(袋入図面)

番号	員数	年号	
九	二五	一志郡藤方村・安濃郡古川村・刑部村合併・塔世村・下部田村合併・八幡町・阿拝郡全・員弁 郡高柳村論地・多気郡行部村・八木戸村・八大区一ノ小区市街地・岩田村宅地等級 第六 大区一ノ小区亀山西町・一志郡大島村・稻葉郡村耕地・長島新田地先両新開村・船子村絵図面	寛文 八年
一三	八	飯高郡橋本村・多門村論地・家野村・柏野村組換地・員弁郡高柳村・下笠田村論地・飯野郡桃 取村・答志村論地・図外書類二冊	宝永 二三年
一七	二一	答志郡堅子村始メ二十ヶ村村絵図面	明治 十六年
四	一三	英虞郡和具村始メ十三ヶ村々絵図面	天保 七年
			天保 九年

という記載がみられる。この番号と年代を先の「史料目録(九)」の各史料とを比べてみると、両者は一致しており、同一の史料を対象としたものであることが確認される。

そこで、これら二つの目録と、本目録とを比べると、たとえば、両目録の九番のうちの「第六大区一ノ小区亀山西町」の絵図は本目録の請求番号「伊勢鈴鹿一」にあたるものであり、一三番の「家野村・柏野村組換地」の絵図は同じく「伊勢飯高一」にあたる。また、同じく一三番の「員弁郡高柳村・下笠田村論地」の絵図は「伊勢員弁五」にあたり、両目録で四番・一七番として一括されている絵図は、それぞれ本目録の志摩国英虞郡・答志郡のものに該当する。すなわち、本

目録に収められた伊勢・志摩両国の絵図とは、昭和六年に名古屋税務監督局記録として当研究所に移管されたものが含まれていることが確認されるのである。

しかし、両目録と本目録とは必ずしもすべて一致するわけではない。

それは、絵図の総点数をみると、「史料目録(九)」が六八点、「古文書目録」が六七点であるのに対し、本目録が一六一点と二倍以上の点数に及んでいることからも明らかである。この理由として、一志郡南出村他の飛地組換略図「伊勢一志二」や、朝明郡村々の論地絵図「伊勢朝明一」など、絵図が現存しているにもかかわらず両目録に記載のないものが多数あること、また、「勢州桑名郡加稻山九郎次受賛場絵図」「伊勢桑名四〇」の、紙背に「名古屋市西区船入町一ノ八安藤次郎氏所蔵原図ニ拋リ騰写校了、昭和十四年六月八日、大脇鍊三郎」という記述がみられ、明らかに昭和六年の移管後に騰写された絵図も含まれていることがあげられる。

一方、これとは逆に、両目録所収の九番「一志郡藤方村」、一三番「桃取村・答志村論地」の絵図など、移管されたことが記録されているにもかかわらず現存していない絵図も若干みられる。

以上のことから、本目録所収の絵図とは、昭和六年に移管された名古屋税務監督局記録の大部分と、これ以外の時期に他の系路を経て入手した絵図によって構成されたものであるといえるのである。

## 二 本目録所収絵図の概要

次に、本目録所収の伊勢・志摩両国の絵図の概要をみておきたい。全一六一点の内訳は、伊勢国一二四点、志摩国三七点となっているが、これを郡別にみると（次頁図参照）、伊勢国は朝明郡一、安濃郡六、安濃・安芸両郡にまたがるもの一、飯高郡一四、一志郡一一、員弁郡六、河曲郡一、桑名郡六九、多気郡一、鈴鹿郡一、三重・鈴鹿両郡にまたがるもの一、

度会郡一、志摩国は英虞郡一三、答志郡一四となっている（以上、点数の考え方とは、綴の分は一枚一点とし、袋は点数に加えていない）。

年代の判明する絵図のうち、古いものは、寛文四年（一六六四）の「鈴鹿川井水論裁許絵図、安永二年写」（伊勢河曲一）、寛文七年の「（員弁郡高柳村・下笠田村河原論所絵図）」「伊勢員弁一」、天和元年（一六八一）の「（英虞郡畔名村村絵図）」「志摩英虞七」、宝永二年（一七〇五）の「（安濃郡多門村・安芸郡椋本村村境争論済口絵図）」「伊勢安濃五」である。このほか、年代的に明らかに近世において作成されたことがわかる絵図は一四点あるが、その他大部分は近代のものである。

内容的には、近世・近代の村絵図が最も多く、八五点と全体の五四%を占めるが、以下、明治期の地字・等級絵図（耕地図）が三一点、飛地組換図が一二点、論所・済口および関連絵図が九点、町絵図・市街図が八点、輪中絵図が三点、河川関係絵図・郡内村々絵図・悪水村々絵図・村境絵図が各二点、用悪水絵図・荒地絵図・地割図・町地割坪数名請人書上絵図・個人受賛場絵図が各二点となっている。

全体として、村絵図を中心とした土地関係の絵図群ということができよう。



### 三 本目録所収絵図の特徴

以上、本目録所収の絵図群の由来と概要を記してきたが、最後に本絵図群の特徴についてまとめておくことにしたい。

第一は、本絵図群の史料的価値ともかかわるものであるが、志摩国の村絵図の一部に、明治期に裁判所の判事によつて閲覧された形跡があることである。すなわち、英虞郡和具村〔英虞一〕・布施田村〔英虞二〕をはじめ、答志郡の坂手村〔答志一〕・菅島村〔答志五〕・堅神村〔答志八〕・桃取村〔答志二〕・答志村〔答志三〕・河内村・堅神村〔答志三〕の各絵図には、「明治十六年四月二十六日安濃津始審裁判所山田支庁判事補石河光嶽閲」(ただし布施田村は二月二十四日)という記載がみられる。このうち桃取村の絵図には、「明治十六年十一月廿七日名古屋控訴裁判所判事近藤秀寛閲」という記述もみられる。また、布施田村絵図には、「乙第十四号明治十年八月三日東京上等裁判所判事伊藤謙吉」という記載もみられる。これらの村絵図が明治期に各レベルの裁判所の判事の閲覧をうけていたわけである。このことは当時これららの絵図が公文書として重要な役割をはたしていたことを示すものである。本絵図群の史料的価値を裏づける記載といえよう。

第二は、これも志摩国村絵図についてであるが、同絵図をみると、浜島村〔英虞五〕、甲賀村〔英虞六〕、畔名村〔英虞七〕、立神村〔英虞九〕、迫子村〔英虞一〇〕、塩屋村〔英虞一一〕、桧山路村〔英虞一二〕、下之郷村〔答志三〕、沓掛村〔答志四〕、恵利原村〔答志七〕、的屋村〔答志一〇〕、迫間村〔答志一一〕、築地村〔答志一二〕、国府村〔答志一三〕、五知村〔答志一四〕、千賀村〔答志一五〕、堅子村〔答志一六〕、松尾村〔答志一七〕、三ヶ所村〔答志一八〕、渡鹿野村〔答志一〇〕、河内村・堅神村〔答志二三〕の計二点に多くの付札がはられている。

付札の内容は、

小田 下々田壱畝歩 享保七寅年新開(恵利原村)

かた谷 新田下々田武畝拾五歩 分米武斗 延宝八年開発 是者宝永四年亥年津浪ニ而破損仕御見分之上御免定ニ而御引破為成下  
候場所(堅子村)  
道之上此所荒地六ヶ所(松尾村)

といったものである。

いまこの付札について答志郡渡鹿野村(文化二年改)の凡例の部分をみると、

一 高六拾五石九斗八升五合

内高武石七斗七升五合

右者下々田畑さけ札之分

残而六拾三石武斗壱升

右之通本田・新田畑共其場へ付札仕候、尚又新田之儀者年曆書記し差上申候、以上

と、絵図の中の本田・新田畑に付札したという記載がみられる。また、英虞郡畔名村(天保九年)の凡例の末尾にも、右之通本田・新田畑共其場江附札仕候、猶又新田畑之儀者年曆書記し差上申候、以上

天保九年

と、同様の文言がみられる。さらに、国府村の凡例には、

覚

一 高千三百六拾九石七斗三合

内百拾五石壱合

夫米引

四斗五升

残高千武五百四石武斗五升武合古新田 本田畑

村方弁高共  
庄屋式人引方も入

一 高四拾壱石五斗六升四合 新田畠浪荒  
無根付共

此訛

式石四斗六升壱合

●已改浪荒

拾石武斗七升九合

▲当無根付

式拾八石八斗武升四合 ■新田畠浪高

メ

右之通別紙絵図江付札仕目印を付申候、猶又本田畠之場所者付札無之分不残本田畠ニ御座候、以上  
天保七年申六月

志州答志郡  
国府村

と記されており、新田高・荒引分の付札が目印とともに絵図に付されていることが知られる。以上の諸例から、付札の主たる関心は本田・新田の区別、また不作地の確認にあつたことがうかがえるのである。

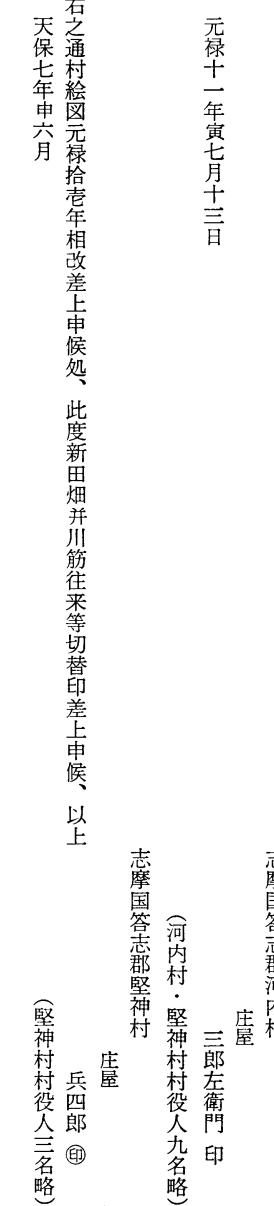
そしてこれらの区別はほぼ元禄期をさかいとして行われたものと思われる。たとえば、安乘村村絵図〔答志六〕の凡例の末尾には、

右之通元禄八年亥八月迄御改相済書上候後新田畠開発之場所無御座候、以上

と、元禄期以降新田畠の開発が行われていないことが記されている。

また、河内村・堅神村絵図〔答志二三〕には、

表書絵図勢州・志州御国境我々村之分御境目少し茂無相違注差上ヶ申候、万一相違之儀注候者我々共何様之曲事ニも可被仰付候、  
為其裏書仕差上ヶ申候、以上



と、元禄一一年に作成した村絵図を基礎として、新田畠・川筋・往来など変化した部分について書き上げたことが記されている。志摩国の天保期における村絵図作成の意図はこのあたりにあるといえよう。

本絵図群の特徴の第三として、論所・裁許絵図の存在があげられる。これらはすべて伊勢国の中であるが、内容的に最も古いものは、寛文四年の「鈴鹿川井水論裁許絵図」、安永二年写「河曲一」である。これは裏書によれば、伊勢国川曲郡大河井村と同郡寺井村との鈴鹿川渴水時における井口取り付け場所をめぐる争論の結果作成されたものであるが、「以来寺井方之井せきより下三拾間迄ハ堀リ上ルともそれより上へハ堀リ上ルへからす」という裁許が、幕府老中阿部豊後守忠秋ほか八名によって下されたことが知られる。

これにつづくものは、寛文七年「(員弁郡高柳村・下笠田村河原論所絵図)」「員弁一」である。絵図の裏書に、

勢州員弁郡之内下笠田村と同郡高柳村論所之事下笠田より申候者大西川原と申高之内之由、高柳村より五反田島古川成と申高四拾八石六斗武升之所之由、依其檢使之上遂證儀候、高柳村之者申所分明也、為後鑑絵図裏書出置之候、向後下笠田村より手指候ハ、可為曲事者也

寛文八年申ノ三月廿日

一〇

新井三郎左

安見小右

都筑善太

志知平右

小寺小太

河合小太

高柳村

庄屋・百姓中

つづいて宝永二年の「(安濃郡多門村・安芸郡椋本村・椋本村境河原争論済口絵図)」〔安濃五〕がある。この絵図の裏書には、椋本村・多門村領境川原諍論ニ付誓紙ニ而相済申覧  
 一 今度多門村に致誓紙領境を究、傍示上一ヵ九之境を限裏書絵図之通、左者椋本村領、右者多門村領に相究申事、右傍示塚九つ之内一二五七九之境塚と双方扣塚と各見通シ如絵図之間數方角改扣塚に炭を埋、印柳植置候事  
 右者境塚川原ニ而候故為以来之扣塚致双方に如此之絵図取かわせ申所如件

宝永二酉年八月十二日

多門村年寄藤左衛門	同	同	同	同
平三郎	平三郎	庄や多兵衛	源右衛門	右衛門
同	同	同	同	同
椋本年寄弥三郎	椋本年寄弥三郎	忍田村	忍田村	忍田村
四郎左衛門	四郎左衛門	戸島村	戸島村	戸島村
忠左衛門	忠左衛門	岡本村	岡本村	岡本村
平三郎	平三郎	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛

とある。すなわち村境争論の河原に九つの傍示塚を建てるこことによって椋本村・多門村の村境が確定されたことが知られるのである。

さて、幕末期になると、再び員弁郡の高柳村と下笠田村との間で土地をめぐる争論がおこっている。安政三年「(伊勢国員弁郡高柳村・下笠田村出入済口絵図)」〔員弁五〕の裏書によれば、この争論は弘化二年(一八四五)九月に高柳村が下笠田村を相手として出訴したものであった。両村は論地をそれぞれ字村前・字中河原とよび権利を主張し合つたが、論地は高柳村のもの、その代地として一四五〇歩を下笠田村が高柳村から受け取ることで和談が成立し、弘化四年五月に仮規定書と絵図面が交換されたことが記されている。〔員弁一〕の二点の絵図、および〔員弁三〕の絵図はこのときに関連して作成されたものと思われるが、安政三年(一八五六)二月になつて、この取りきめがあらためて確認されたわけである。

その後、明治に入つて朝明郡六ヶ村の間で争論がおこり論地図〔朝明一〕が作成されているが、この一件についての経緯は現在のところ不明である。

以上、絵図の中の争論関係のものについて年代順にみてきたが、今後は他の史料と比較・検討することによって、これら争論の実態および絵図に記載されている内容がより正確に把握されるものと思われる。

以上、本目録所収の伊勢・志摩両国に関する絵図を概観し、その特徴について述べてきた。今後は、絵図そのものについての研究をいっそう深めることはもちろん、当研究所をはじめ三重県その他に現存する関連史料の調査・研究が行われなければならない。これらの作業を通じて絵図のもつ史料的価値はより確かなものになるといえよう。

本目録および目録所収の絵図が、今後さまざまな形で利用され、研究の発展に資するところがあれば幸いである。

(大石 学)

## 凡例

- 一 配列は郡別・村別とし、いずれも五〇音順に並べ、同一村の絵図については年代別に並べた。
- 一 表題は原題に従つたが、無表題のものや補題の必要なものは（ ）でこれを補つた。
- 一 作成者・差出・宛所は、〔甲→乙〕で示した。
- 一 成立年月日の記載を欠く史料については、絵図の様式、凡例の異同から年代が推定できるものは（ ）内にその年代を記したが、不可能なものは空欄とした。
- 一 合綴史料、袋に一括されていた史料などについては、二字下げでその内容を記した。
- 一 大きさはセンチメートルで表わした。
- 一 旧漢字・異体字は、すべて常用漢字になおした。

## 目 次

伊勢国	一五
朝明郡	一五
安濃郡	一五
安濃郡・安芸郡	一六
飯高郡	一六
一志郡	一六
員弁郡	一九
河曲郡	一九
桑名郡	一〇
多気郡	一〇
鈴鹿郡	一〇
三重郡・鈴鹿郡	一〇
渡会郡	一六
志摩国	一六
英虞郡	一六
答志郡	一七

## 徳川林政史研究所所蔵絵図目録 三

表題〔差出・作成者→宛所〕

年月日

寸法 点数 史料番号

## 伊勢国

## 朝明郡

朝明郡永井村・竹成村・西村・市場村・中野村・小牧村地元不到然之  
 図（竹成・永井・西村他三カ村論地図）  
 （明治）

28 × 41

## 安濃郡

宅地等級色分之図 第八大区二之小区岩田村  
 第八大区堀小区市街地総図、陸軍管轄地

（明治）

64 26  
× 80 55  
— —  
— —  
— —

(安濃郡塔世村・下部田村耕地図)

(安濃郡塔世村・下部田村耕地図)

(安濃郡古河村・刑部村耕地図)

(安濃郡古河村・刑部村耕地図)

## 安濃郡・安芸郡

(安濃郡多門村・安芸郡椋本村村境河原争論済口絵図) 裏面に多門村 宝永二年八月三日

庄や多兵衛、同年寄藤左衛門・平三郎、椋本庄村や五左衛門・源右衛門、同年寄弥三郎・四郎左衛門・忠左衛門・八右衛門、草生庄村八、丑田村九右衛門、戸島村喜兵衛、岡本村

平三郎の連署・済口文言あり

## 飯高郡

(飯高郡家野村・柏野村・犬飼村飛地家野村江組換ノ略図) 六点一綴

伊勢国飯高郡犬飼村飛地家野村江組換略図綴

(明治)

伊勢国飯高郡家野村飛地柏野村江組換略図

(明治)

第拾壹区飯高郡柏野

(明治)

伊勢国飯高郡家野村飛地大飼村江組換ノ略図

(明治)

伊勢国飯高郡上川村全地略図 三千分之毫

(明治)

伊勢国飯高郡上川村全地縮図 略三千分之毫

(明治)

## 村

伊勢国飯高郡犬飼村飛地家野村江組換ノ略図

(明治)

伊勢国飯高郡犬飼村飛地家野村江組換之略図

(明治)

伊勢国飯高郡家野村飛地大飼村江組換ノ略図

(明治)

伊勢国飯高郡上川村全地略図 三千分之毫

(明治)

伊勢国飯高郡上川村全地縮図 略三千分之毫

(明治)

伊勢国飯高郡大河内村全地縮図

(明治)

伊勢国飯高郡下村全地縮図

(明治)

伊勢国飯高郡下村(絵図)

(明治)

伊勢国飯高郡田原村(絵図)

(明治)

伊勢国飯高郡田原村(絵図)

(明治)

伊勢国飯高郡田原村(絵図)

(明治)

伊勢国飯高郡広瀬村(絵図)

(明治)

伊勢国飯高郡広瀬村(絵図)

(明治)

第九区松阪市街・町廻り・町作・他村境界図袋

(明治)

54	56	75	55	55	55	57	77	45	55	76	69	40	40	40	40
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
86	81	79	81	81	118	107	123	105	117	120	117	47	47	47	47

40	40	40	40
47	47	47	47

二

72	77	114	115
×	×	×	×
118	92	184	181

71	77	114	115
×	×	×	×
80	92	184	181
—	—	—	—

一  
二  
三  
四  
五一  
二  
三  
四  
五







徳川政史研究所所蔵絵図目録 三

二四

(桑名郡東汰上村耕地等級絵図)

(桑名郡肱江村等級絵図)

全図 (桑名郡福豊新田)

(三重県下桑名郡福永村絵図)

(桑名郡又木村絵図)

千種清右衛門御代官所勢州桑名郡松長新田絵図  
千種清右衛門御代官所勢州桑名郡松長新田絵図

(桑名郡松之木村耕地等級絵図)

(桑名郡御衣野村耕地等級絵図)

(桑名郡柚井村耕地等級絵図)

(桑名郡松之木村耕地等級書上図)

(桑名郡御衣野村耕地等級絵図)

(桑名郡柚井村耕地等級絵図)

(桑名郡霞ヶ須新田絵図) (耕地等級書上)

(桑名郡霞ヶ須新田耕地等級絵図)

(桑名郡霞ヶ須新田絵図)

(桑名郡東対海地新田・小林新田・小和泉新田絵図(下書)) (濃州笠松絵

図師利兵衛、東対海地新田庄屋松五郎、同所百姓代九郎左衛

(明治)

多 気 郡

(元吹上県管轄所多気郡八木戸村絵図) (庄屋小竹藤兵衛、年寄植村慶 明治五年三月

藏、百姓代久世峯藏→)

(元吹上県支配所多気郡行部村絵図) (庄屋東村猪作、年寄喜多与惣左 明治五年二月  
衛門、百姓代喜多久藏→)

(桑名郡加稻山九郎次受霞場絵図写)、昭和一四年六月八日写

鈴 鹿 郡

(第六大区一之小区龜山西町地割坪数・名請人等書上絵図)

(明治)

(明治)

(明治)

(明治)

(明治)

(明治)

92  
×  
96

43  
×  
123

40  
×  
83

44  
×  
62

84  
×  
122

64  
×  
79

27  
×  
40

27  
×  
40

28  
×  
40

38  
×  
53

57  
×  
80

55  
×  
77

78  
×  
82

78  
×  
82

28  
×  
35

28  
×  
35

41  
×  
58

27  
×  
38

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

一  
一

## 渡会郡

(渡会郡山田川附近絵図)

## 志摩国

## 英虞郡

(英虞郡畔名村村絵図) 袋共 天保九年新田畠書上の付紙あり

甲賀村絵図目録并隣郷道法方角之覧、袋共

(英虞郡塩屋村村絵図) 袋共 宝永三年の覚 (大庄屋宛高札場間間数

天保八年

書上) の付紙あり [庄屋伝左衛門、肝煎喜兵衛→]

## 志島村絵図 袋共

## 志州英虞郡神明浦村絵図

## 志州英虞郡立神村絵図 袋共

## 村絵図 (英虞郡名田村) 袋共

## 志島村絵図 袋共

## 志州英虞郡神明浦村絵図 袋共

## 志州英虞郡立神村絵図 袋共

## 村絵図 (英虞郡名田村) 袋共

天保九年六月写

- 迫子村絵図 袋共  
 (英虞郡浜島村村絵図) 袋共  
 (英虞郡檜山路村村絵図) 袋共  
 布施田村絵図 袋共  
 和具村絵図 袋共

## 答志郡

(答志郡安乘村村絵図) 袋共

天保九年六月

(答志郡恵利原村村絵図) 袋共  
 志州答志郡堅子村村絵図 袋共 反別・石高書上の付紙あり [庄屋為

天保九年六月

右衛門、肝煎与七→]

(神島村村絵図袋) 二点一袋入

天保二年

## 神島村絵図

(答志郡沓掛村村絵図) 袋共  
 (答志郡国府村村絵図) 袋共

天保二年六月

55  
×  
139一  
一

## 志摩国

## 英虞郡

天和元年一〇月下旬写

61  
×  
85  
93  
58  
×  
79一  
一

天保九年六月

61  
×  
85  
98  
121  
49  
×  
67一  
一  
一  
一  
一  
一

天保九年六月

59  
×  
93  
61  
85  
85  
98  
85  
49  
×  
67一  
一  
一  
一  
一  
一

天保九年六月

110  
×  
143  
83  
116  
80  
83  
60  
85  
84  
×  
92一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

天保九年六月

110  
×  
143  
83  
116  
80  
83  
60  
85  
84  
×  
92一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

天保九年六月

82  
×  
88  
62  
130  
107  
×  
152  
62  
87一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

天保九年六月

64  
×  
89  
80  
113  
58  
85  
49  
68一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

天保九年六月

82  
×  
88  
62  
130  
107  
×  
152  
62  
87一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

天保九年六月

64  
×  
89  
80  
113  
58  
85  
49  
68一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

志州御領五知村図 袋共  
 (答志郡坂手村村絵図) 袋共

(答志郡三カ所村村絵図) 袋共  
 (答志郡下之郷村村絵図)

(答志郡白木村村絵図) 袋共  
 (答志郡菅島村村絵図) 袋共  
 (答志郡千賀村村絵図) 袋共  
 堅神村絵図 袋共

(答志郡築地村村絵図) 袋共  
 (答志郡答志村村絵図) 袋共  
 (答志郡迫間村村絵図) 袋共  
 村絵図面 松尾村 袋共  
 (答志郡的屋村村絵図扣) 袋共  
 (答志郡桃取村村絵図)

渡鹿野村村絵図 袋共 高書上の付紙あり  
 (答志郡河内村・堅神庄村村絵図) 袋共 「堅神庄村屋兵四郎・同与兵」 天保  
 衛、肝煎善治郎、百姓惣代孫太夫→

天保  
 九年  
 正月  
 天保  
 九年  
 三月  
 天保  
 九年  
 六月  
 天保  
 九年  
 八月改写

〔庄屋十郎兵衛・同榮吉、肝煎庄助→〕  
 袋共  
 62 × 43 × 86 × 78 × 75 × 62  
 56 × 56 × 87 91 108 86 111 108

60 × 81 × 82 × 86 × 84 × 81 × 56 × 43 × 86 × 78 × 75 × 62  
 60 80 87 91 108 86 111 108

62 × 56 × 87 91 108 86 111 108

〔庄屋十郎兵衛・同榮吉、肝煎庄助→〕  
 袋共  
 62 × 43 × 86 × 78 × 75 × 62  
 56 × 56 × 87 91 108 86 111 108

60 × 80 87 91 108 86 111 108

60 × 80 87 91 108 86 111 108

60 × 80 87 91 108 86 111 108

60 × 80 87 91 108 86 111 108

60 × 80 87 91 108 86 111 108

60 × 80 87 91 108 86 111 108

文化  
 三年改  
 天保  
 九年  
 六月

140	60	78	81	82	86	84	81	56	56	62	43	86	78	75	62
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
153	62	123	118	89	122	120	89	60	80	87	91	108	86	111	108

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	〇	三	〇	七	二	三	三	八	五	五	九	三	六	一	四